

未来の安心を、いまから積み立てる

農業者年金

5つの
メリット

農業をやっている人なら
広く加入できます

保険料は
自由に設定・変更
可能です

終身年金なので
安心です

保険料の
国庫補助や
税制面での優遇
措置も受け
られます

安定性を
大切にしながら
一定利回りを
目指しています

のうねんだより



3つの加入要件

- ①年間60日以上農業従事
- ②国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）
- ③原則60歳未満（国民年金の任意加入被保険者であれば60歳以上65歳未満での加入可能）



五所川原市農業者年金協会 事務局 五所川原市農業委員会事務局内
TEL 35-2111（内線2883）

農業者年金への加入資格と保険料及び年金給付の種類!

加入資格

次の要件を満たせば、誰でも任意加入できます。

- ① 20歳以上65歳未満(60歳以上は、国民年金の任意加入者に限る)
 - ② 国民年金の第1号被保険者(いわゆる国民年金加入者。保険料納付免除者は除く)
 - ③ 年間60日以上農業に従事する者(配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。)
- ※1 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(付加年金保険料月額400円)加入が必要です。
- ※2 農業者年金と国民年金基金(旧みどり年金を含む)及び個人型確定拠出年金(イデコ)とは重複加入できませんのでご注意ください。

保険料の支払方法と年金の給付方法は2通りあります

通常加入

加入者自身の所得や老後設計に応じて支払保険料額を設定します。

- ① 月額2万円から6万7千円(最高)までの間で自由に決める。
- ② 加入してから千円単位で保険料を変更することも可能です。
- ③ 支払保険料は確定申告時に社会保険料控除として全額計上できます。

保険料納付期間等20年以上

政策支援加入

最長20年間の政策支援(保険料月額最高1万円の国庫補助)を受けられる保険料で、次の3要件を満たす方が受けられます。なお、加入者が支払う保険料は固定額2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

また、この政策支援期間を終えた場合は、左記の通常加入へ移行となります。

- ① 60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれること。
- ② 農業所得が900万円以下であること。
- ③ 下記の区分1～5のいずれかに該当する方。

区分	政策支援対象者の要件	国庫補助額(政策支援割合)	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者		
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者および後継者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者		
5	35歳まで(25歳未満の者は10年以内)区分1の者となることを約束した後継者		—

※政策支援期間は、35歳未満は要件を満たしている全ての期間が対象となり、35歳以上の人は10年が限度です。

自分が支払った
保険料とその運用収益

農業者老齢年金

原則65歳に達したときに
終身支給されます。

特例付加年金

原則65歳から支給されますが、
農地等の経営継承(農業経営引退)が必要です。

政策支援分の国庫補助
保険料とその運用収益



女性に優しい！ 奥様も単独で入れます

ポイント1

「終身年金」で、女性の長い老後をしっかりサポート

● 農業者の老後の生活の収入は、国民年金＋農業者年金が基本です！

高齢農家の家計費は夫婦お二人で約26.4万円が必要となるデータがあります。(令和7年総務省家計調査夫婦高齢者無職世帯より)

国民年金の支給額は夫婦お二人で月額最高約14.2万円です。➡ **月額約12万円不足**

現在65歳の日本人の平均余命は、男性が20年(85歳)、女性が24年(89歳)で、女性は男性より4年程長生きです。女性は、自分自身の年金を終身年金で準備することが重要です。

■ 農業者年金に夫のみ加入した場合と夫婦で加入した場合の比較

夫が87歳で亡くなったと仮定。夫と妻は同年齢で、農業者年金へは30歳で保険料月額2万円通常加入したとして比較。

	65歳～87歳の年金額(夫婦)	88歳以降の年金額(妻のみ)
ケース1 農業者年金に夫のみ加入	国民年金 夫月額約7万1千円 妻月額約7万1千円 計月額約14万2千円	国民年金 妻月額約7万1千円
	国民年金付加年金 夫月額6千円	国民年金付加年金 なし
	農業者年金 夫月額約5万3千円 合計: 月額約20万1千円	農業者年金 なし 合計: 月額約7万1千円
ケース2 農業者年金に夫婦で加入	国民年金 夫月額約7万1千円 妻月額約7万1千円 計月額約14万2千円	国民年金 妻月額約7万1千円
	国民年金付加年金 夫月額6千円 妻月額6千円 計月額1万2千円	国民年金付加年金 妻月額6千円
	農業者年金 夫月額約5万3千円 妻月額約4万7千円 計月額約10万円 合計: 月額約25万4千円	農業者年金 妻月額約4万7千円 合計: 月額約12万4千円

【上記試算の条件及び留意事項】

- ・農業者年金の試算額については、65歳までの2.5%、65歳以降の予定利率は2.30%として行っています。
- ・予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和8年度は2.30%となっています。
- ・各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。
- ・国民年金の年金額は、令和8年度の年金額の満額を基にしています。
- ・国民年金付加年金は、農業者年金と同時に加入したものととして算定しています。

ポイント2

家族経営協定を結ぶなどした方には保険料の国庫補助

- ・認定農業者等で青色申告をしている方と、家族経営協定を結ぶなどの一定の要件を満たせば、保険料の国庫補助が受けられます。(月額2万円のうち最大1万円、通算で最大216万円)
- ・保険料の国庫補助分は、将来、家族経営協定を破棄等すれば、特例付加年金として受給することができます。





若年層には保険料の国庫補助による 手厚い政策支援

ポイント1

35歳未満で一定の要件を満たせば、1万円からでも加入可能

農業者年金の保険料は、月額2万円から6万7千円の間で、千円単位で自由に決められますが、35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は、1万円から加入することができます。また、保険料額はいつでも見直することができます。

■ 農業者年金の受給額(年額)の試算

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料総額	年金額(年額)		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	73万円	64万円	1,561万円	1,736万円
		2万円	960万円	96万円	85万円	2,059万円	2,291万円
30歳	30年	1万円	660万円	56万円	50万円	1,210万円	1,346万円
		2万円	720万円	63万円	56万円	1,358万円	1,511万円
40歳	20年	2万円	480万円	37万円	33万円	799万円	889万円

【上記試算の条件及び留意事項】

- ・上のケースは、通常加入で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が2.30%となった場合の試算です。受給総額は65歳の時点で想定される平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。
- ・運用利回りは、加入後の経済情勢により上下します。制度発足以降の23年間(令和6年度まで)の運用利回りの平均は、年率2.89%です。
- ・各金額は、単位未満を四捨五入により表示しています。
- ・予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和8年度は2.30%となっています。
- ・保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入し、35歳以降は2万円で加入した場合です。

ポイント2

認定農業者で青色申告者等には国庫補助で手厚い支援

国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

①39歳までに加入 ②農業所得が900万円以下 ③認定農業者で青色申告者等(下表)を満たせば、保険料の国庫補助(政策支援)を受けることができます。

■ 政策支援の要件と国庫補助額

区分	必要な要件	本人負担の保険料(補助額)			
		35歳未満		35歳以上	
1	認定農業者かつ青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
2	認定就農者かつ青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
3	区分1又は区分2の要件を満たしている者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	1万6千円	(4千円)
5	区分1又は区分2の要件を満たしていない者の直系卑属であり、35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	—	

【留意事項】

- ・35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。
- ・区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります)又は通常の保険料への変更が必要です。
- ・国庫補助を受けている間の保険料は月額2万円(国庫補助額を含む)になります。
- ・保険料の国庫補助を受けられる期間は最長20年間です。(35歳以上の補助は最長で10年間です)
- ・区分3及び区分5の加入者は、年間農業従事日数が150日以上である必要があります。

ポイント3

税制面で大きな優遇措置

● 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象

同一生計の家族分の保険料を支払っている場合、家族分も含めて控除の対象となります。

● 保険料の運用益が非課税

● 将来年金として受け取る際も公的年金等控除対象



自分でできる
年金額シミュレーションは
こちらから▶▶



税制面で大きな優遇

ポイント1

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象

支払った保険料は、将来年金として受けられるというメリットだけでなく、支払った同一生計の家族分の保険も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、大きく税が軽減されます。

また、毎月の保険料額を増額したり、翌年1年分をあらかじめ一括して納付する「前納納付」で当年中に納付する保険料額を増やして、税軽減額をアップすることもできます。

■保険料支払いによる税軽減額(所得税・個人住民税・復興特別所得税)の目安

課税対象所得	税率	保険料月額2万円 (年額24万円)の場合	保険料月額6万7千円 (年額80万4千円)の場合
195万円以下	15.1%	3万6千円	12万1千円
195万円超330万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
330万円超695万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円

※保険料支払い後も保険料支払い前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

ポイント2

保険料の運用益が非課税

一般の預貯金等の利子には約20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税であるため、その分多く年金の原資として積み上がります。

また、事務経費についても国が負担しているため、支払った保険料の金額が運用されます。

■年金資産の運用実績 制度発足以降23年間の平均運用利回りは、年率で+2.89%!

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
修正総合 利回り(%)	-4.65	5.99	3.4	9.8	3.27	-4.73	-9.25	9.14	-0.06	2.36	9.62
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	7.75	8.78	-0.69	3.26	4.75	1.71	-2.08	10.82	2.39	-1.08	9.85
											-0.59

平均運用利回り 年率で+2.89%

ポイント3

将来年金として受け取る際も公的年金等控除の対象

・農業者年金として受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が110万円*までは全額控除されます。

※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合

・80歳前に死亡した場合には、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を死亡一時金として要件を満たす遺族が受け取れます。この死亡一時金は非課税ですが、加入期間等により保険料振込額を下回る場合があります。

私たちが加入を勧めています！

農業者年金の普及及び加入を勧めるため、加入推進員が
ご自宅を訪問した際にはよろしくお願い致します。

加入推進員

五所川原市農業者年金加入推進協議会内に、普及啓蒙や加入推進活動に従事する加入推進員を設置。

◎五所川原市農業者年金加入推進員名簿（地域ごとに、23名の委員を設置）

活動地区名	氏 名	活動地区名	氏 名
五所川原市農業委員会	森 義 博	五所川原市金木町朝日山	小 林 達 英
ごしょつがる農業協同組合	山 本 康 樹	五所川原市大字毘沙門	佐 藤 善 一
つがるにしきた農業協同組合	成 田 春 光	五所川原市大字藻川	一 戸 孝 志
五所川原市金木町芦野	今 貴 洋	五所川原市字錦町	工 藤 昇
五所川原市大字田川	山 形 浩 一	五所川原市相内	佐 藤 敬 道
五所川原市金木町喜良市	角 田 里 美	五所川原市十三	相 馬 孝 雄
五所川原市大字原子	宮 崎 尚 彦	五所川原市大字飯詰	柳 原 一 夫
五所川原市大字原子	伊 藤 美穂子	五所川原市大字七ツ館	白 戸 裕 丈
五所川原市大字飯詰	鳴 海 正	五所川原市金木町川倉	中 谷 徳 善
五所川原市大字原子	外 崎 高 逸	五所川原市金木町嘉瀬	小山内 清 人
五所川原市大字藻川	乗 田 栄 一	五所川原市農林政策課	西 村 長 幸
五所川原市大字野里	石 岡 雅 樹		

途中脱退、再加入も可能です

保険料の支払いが厳しい時などは、途中で脱退して保険料の支払いを一時停止することができます。この場合、納められた保険料については、脱退後も農業者年金基金が運用を続け、将来、年金として支給されます。（脱退一時金はありません。）また、加入要件を満たせばいつでも再加入できるので、年金原資の積み立てを再開できます。

